

## 8 | 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程科目試験実施要領

平成 25 年 4 月 1 日現在

I  
学籍・学費  
事務手続

II  
教育課程

III  
学習方法

IV  
Web の  
利用

V  
学生生活

VI  
学習支援

VII  
進路

VIII  
組織

IX  
資料

(目的)

第 1 条 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程（以下、「通信教育課程」という。）において、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程（以下、「規程」という。）第 28 条に定める科目試験を実施するために、この要領を制定する。

(定義)

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会場科目試験 通信授業について本学の施設又は指定する場所において行う科目試験
- (2) 講評科目試験 面接授業について本学の施設又は指定する場所において講評の形態により行う科目試験
- (3) 教室科目試験 面接授業について本学の施設又は指定する場所において行う科目試験で講評によらないもの

(会場科目試験の受験資格)

第 3 条 学生又は科目等履修生が会場科目試験を受験する際には、当該授業科目の学修報告のすべてに合格していなければならない。

- 2 学生又は科目等履修生が学修報告を提出したにもかかわらず、当該学修報告を通信教育課程が受理して 30 日を経過しても評価が行われない場合は、前号に定める受験資格を持つものとみなす。ただし、規程第 29 条に定める成績評価は当該学修報告の合格を経て行い、当該成績評価は科目試験を受験した年度に行われたものとみなす。

(会場科目試験の受験手続)

第 4 条 受験資格を満たす学生又は科目等履修生は、受験を希望する授業科目、日程及び会場を明示して申告しなければならない。

- 2 通信教育課程は、前項に定める申告を受け付ける期間について、当該科目試験が開始される日の 30 日以前を締め切り日として公示する。
- 3 通信教育課程は、申告した学生又は科目等履修生が第 3 条に定める受験資格を満たしている場合は、受験許可証を発行する。

(再試験)

第 5 条 会場科目試験に合格しなかつた者は第 3 条に定める受験資格を有して、第 4 条に定める受験手続を行う際には、規程第 31 条に定める再試験を、当該年度において受けることができる。

- 2 学生が翌年度も継続して同一授業科目を履修している場合、前項の例による。なお、復学又は再入学した年度において直ちに同一授業科目を履修する場合も継続して履修するものとみなす。

(試験場での機材)

第 6 条 学生又は科目等履修生は、筆記用具及びあらかじめ公示されたもののほかは、試験場に機材等を持ち込むことができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める機材を、他の学生の受験に支障のない限りにおいて、試験場に持ち込み使用することができる。
  - (1) 眼鏡、拡大鏡等の視覚を補助する器具
  - (2) 補聴器等の聴覚を補助する器具
  - (3) 治療又は健康の維持のために必要な器具
- 3 情報を電磁的に計算、記録若しくは再生し又は試験場の外部と情報を電波により受信若しくは発信する機能を有する機器（電子計算機、パーソナルコンピュータ、カセットテープレコーダ、無線機、携帯電話等の機器を含む。）は使用することができない。当該機器を携帯している場合は、電源を切り、鞆などに入れなければならない。
- 4 第 2 項に定められた使用可能な機器が、第 3 項に定められた機器の機能を有するときは、当該機器

の取扱いは第3項の規定による。

(介助者の入場)

第7条 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程障害等配慮基準に定める手続きにより試験場に入場する介助者は、試験が行われる時間は退場しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、講評科目試験に限り、特に必要と認められる場合は、介助者が試験場に入場することができる。

(同一条件の科目試験)

第8条 会場科目試験及び教室科目試験において、試験会場、問題、解答用紙及び試験時間等の条件は同一でなければならない。

(不正)

第9条 会場科目試験及び教室科目試験において、次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合は不正とする。

- (1) 第6条により禁止された機材等を使用する行為
- (2) 試験時間において他の学生又は科目等履修生の答案を覗き見る行為
- (3) 試験時間において他の学生又は科目等履修生に答案の内容を知らせる行為
- (4) 科目試験を妨害する行為
- (5) 他人によつて科目試験を受講させる行為

2 講評科目試験においても、前項第4号及び第5号は不正とする。

(不正への対応)

第10条 授業科目を担当する教員及び課程長の指名により試験を監督する者(以下、「監督者」という。)は、不正を防止するために注意し、又は不正の疑義のある行為について調査しなければならない。

2 監督者は不正を発見したときには、その者の身分を確認して退場させ、同日における以後の受験を中止させ、速やかに通信教育課程課程長に報告しなければならない。

(不正の処分)

第11条 不正を行つた学生の同日におけるすべての科目試験は無効とする。

2 通信教育課程課程長は、不正の事実を当該授業科目の担当教員及び通信教育課程教務委員会に報告し、規定第75条による懲戒処分の手続きを行わなければならない。

3 介助者が第9条に定める不正を行つた場合は、当該介助者を願い出た学生又は科目等履修生が当該行為を行つたものとみなす。

(面接授業との重複出席の禁止)

第12条 科目試験に出席する者は、同一日時に実施される面接授業に出席してはならない。

2 前項の規定に違反した場合は、同日の科目試験のすべての出席及び重複する面接授業のすべての日程の出席とともに無効とする。

(要領の改廃)

第13条 この要領の改廃は、通信教育課程教務委員会の議を経て教授会が決定する。

**附 則**

この要領は、平成14年7月15日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成18年4月1日から施行する。